

## 市民、事業者、行政一体となった更なるごみ減量化推進に関する決議

2019年度から本格稼働する高座清掃施設組合新ごみ処理施設の処理能力（245トン／日）は、既設炉の処理能力（350トン／日）と比べ30%減で設計されている。一方、2017年度の高座清掃施設組合の年間焼却量は7万8,070トンで、現状では新ごみ処理施設の処理能力を上回っており、更なるごみの減量化が求められていることは言をまたない。

本市ではこれまで、市民、事業者、行政が一体となり、ごみ減量化に取り組み、2000年度と2017年度との対比による削減率は家庭系ごみが24.97%の減、事業系ごみが11.71%の減、その他焼却物が75.62%の減、と順調に推移してきている。

しかし、本市では事業系ごみが11.71%の削減となっているものの、高座清掃施設組合を構成する三市全体では、事業系ごみは20.20%の増加となっている。

こうしたことから、本市も含めて高座清掃施設組合全体で、事業系ごみの減量化対策が緊要の課題である。また、家庭系ごみについても本市は当面の目標である30%削減には達しておらず、更なる努力が必要である。

よって、本市議会は、以下のような取り組みが必要であると考えます。

- 1 市民、事業者、行政が一体となったごみ減量化、資源化に取り組むこと。
- 2 特に事業系ごみ減量化に向けた施策を講じるとともに、事業者への協力を求めること。
- 3 家庭系ごみの有料化及び戸別収集については今後も検討を続けるものの、当面は、市民へ負担を強いることなく更なるごみ減量化に向けた努力を行うこと。
- 4 ごみの不法投棄、資源物持ち去り防止を強化すること。

以上、決議する。

平成30年12月21日

座 間 市 議 会